

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
○監査公告 昭和三十一年度に係る各県税事務所の定期監査の結果公表

## 監査公告

鳥取県監査公告第百八十号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十一年度に係る各県税事務所の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十三年四月二十二日

鳥取県監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	小谷善高
同	上根政幸

監査箇所	執行年月日
中部県税事務所	昭和三十三年一月十八日
東部県税事務所	一月二十三日
西部県税事務所	二月五日

### 県税事務所

昭和三十一年度にかかる各県税事務所の定期監査は再度に互る税法改正に因る自主財源の推移に留意し各税目につき、賦課徴収の適正と住民負担の公平、民主化の徹底等につき、綿密に執行した。

その結果不正、不当と目されるものは認められず適正にしかも税務行政の第一線機関として円滑な業務運営に努力し、賦課徴収実績においても前年度同期に比較し、それぞれ上昇を示していたことは洵に結構である。

しかしながら部分的には税法運用につき考究を要するもの、中でも間接税の処理事業税のうち、国税控除による失格者に対する自主決定に伴う所得調査並びに滞納処分及びその執行停止の運用等、その事務処理につき考究改

善すべき諸問題が認められるので県当局は確固たる指導方針のもと、重点的且つ積極的な運営を推進せしめるよう一層の配慮を望む。

一 賦課徴収について

1 課税の状況

昭和三十一年度県税予算計上額(県税事務所所管分)は三億七千七百余万円であるがこれに対し十二月末現在における各所の課税総額は四億八千五百余万円、前年同期に比較し四千九百余万円増加している。その状況は別表に示す通り東部一千七百余万円、西部一千六百余万円、中部一千四百余万円それぞれ増加している。またこれを内容的にみると現年度分四千二百余万円、過年度分八百余万円増加し滞納繰越分は一百四十余万円減少している。調定額中増加している主なものは、法人事業税の三千六百余万円のほか不動産取得税、遊興飲食税等での反面税法改正に伴い個人事業税一千二百余万円を始め、個人県民税等は減少している。

過年度分で増加しているのは県外法人に対する法人事業税の分割決定に伴う自然増である。

滞納繰越分は前年度より一百余万円減少しているが滞納処分執行停止による調定減額の四百余万円を考慮すれば、前年度以上の滞納繰越額を示している。

2 徴収の状況

昭和三十二年十二月末現在の収入済額は三億七千五百余万円、前年同期に比較し五千七百余万円増加している。調定に対する収入率は七七、四%で四、六五%上昇している。なお現年度分の収入済額は三億四千四百余万円、調定に対し八二、四八%の徴収率を示し前年度より三、二%高率であり、過年度分及び滞納繰越分についても、それぞれ徴収率は上昇しているが、実質的には調定総額が前年同期よりも一、二九%増加しており更に執行停止による調定減額等を考慮すれば徴収成績は前年同期より不振となるので、徴収計画の再検討、徴収確保に対する創意工夫が一層に望まれる。

二 税務行政の組織運営につき県当局の強力な指導監督が必要である。

本件については毎回強く指摘している如く未だ第一線機関に対する主管当局の指導は低調と認められるので指導体制を強化し税務事務の円滑なる運営につき特に配慮すべきである。

三 税務事務の適正合理化について

1 賦課徴収状況は逐年上昇を辿り各所とも税収確保に努力は認められるが、未だ内務的事務処理の改善を要する面がある。

即ち

- ① 課税資料の収集に更に一段と考慮を要するもの
- ② 収集した資料の通報またはその活用が充分でないもの
- ③ 諸帳簿類の簡素化を要するもの

等の事例が多く認められることにかんがみ、これらは努めて執務改善、内務事務の簡素合理化を図つて、その余力を部外に対する調査能力を充実し、課税の

適正と徴収事務の徹底を期するよう考究善処の要がある。

2 事業税に対する課税事務は概ね適切に処理しているが、個人事業税のうち、自主決定分につき一部は所得決定の積算基礎に明確を欠いているものがあったので、事前調査の徹底、所得決定の合理化等につき一層配慮されたい。

3 遊興飲食税の課税につき検討の余地がある。

各所ともそれぞれ検税調査を行つて業者間の均衡保持、脱税防止等に苦慮しているがその調査方法、手段等が区々でありなかには、特定業者のみに限定しているもの、或いは相当日時を費しているもの等が見受けられた。殊に調査事務の能率化と賦課基礎の公平統一の見地からして

- ① 調査担当職員に総合的計画的調査技能を習得せしめること。
- ② 実質的な決定権を所長においてはあくすること。
- ③ 調査は適確にして権威のあるものであること。

等未だ留意改善すべき事項が尠くないので、この点組織上の配慮とともに特に慎重を期されたい。

4 不動産取得税の課税については各所とも鋭意努力しているが更に考究善処すべきものがある。

近時課税対象件数の累増と原始取得にかかる建築物に対する評価基準の複雑性等からして課税事務が遅延する傾向が強く、未処理のものが相当数ある現状につき更に担当職員の評価技術の向上、申告義務の励行及び調査計画の総合的効率的運営を図り、早期整理に一層努力すべきである。

四 自動車税の課税事務につき当局に検討を要するものがある。

即ち自動車登録数は逐年累増し反面、廃車停地変更等の異動が極めて多く(各所とも一ヶ月二〇〇件以上)、各所が異動通知を受理するまでに相当日数(二十日から三十日間)を要し、これが整理事務等の関係からして課税及び徴集事務につき適確を欠ぐ面があるので、主管当局はこれら異動に伴う課税事務につき再検討を

加え、簡素合理化を期するよう特に留意されたい。

なお異動後(いわゆる所在不明のもの)においてもいままなお登録未まつ消のものに対する課税についても考究を要するものがあるので併せて検討されたい。

五 滞納繰越分の整理については更に積極的徴收計画の樹立が必要である。

即ち、滞納額の整理方法として分割払により徴收しているが、中でも大口滞納者が比較的多く滞納のまま放任されている傾向がうかがわれるので、更に適確なる徴收計画を樹立し早期収入確保に努力されたい。

また国税徴収法に基く強制執行による財産差押処分等の執行に当つて少額滞納者については計画通り実施するも、大口滞納者等についてはやや緩慢の憾も見受られるのでこれらの執行に当つては偏重することなく厳正にしかも公平な運営を期するよう特に配慮されたい。

六 滞納処分による執行停止については機会あること執行停止処分の適確なる運用については機会あること

に指摘要望してきたのであるが、いまだ改善すべき余地が多く認められた。殊に執行停止処分の絶対要件たる滞納者の所在及び財産有無の調査確認等が極めて形式的に処理されているものが多く認められたが、県当局においても税法の趣旨からして今後の運用に当つては慎重に検討すべきである。

また執行停止処分後調定減額として処理をしている所もあり、その取扱いに統一を欠きしかも執行停止後に調定の減額措置等はその運用に疑義があると思われるので、この点主管当局の考究善処を望む。

東部県税事務所 昭和三十二年一月二十三日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 山 本 四 郎  
同 小 谷 善 高  
同 上 根 政 幸

一 十二月末現在の賦課徴収状況は課税総額二億九百余万円、前年同期に比較し一千七百余万円増加し、徴収成績は収入済額一億六千四百余万円、調定額に対する

収入率は七八、六%で前年同期に比較し二千二百余万円増加している。

調定額の増加している主なものは、法人事業税一千三百余万円、遊興飲食税二百余万円並びに本年度より新設となつた軽油引取税五百余万円等で、反面税法改正による個人事業税の基礎控除の引上により三百余万円及び個人県民税一百余万円がそれぞれ減少している。なお徴収確保については更に努力するとともに滞納繰越分の早期整理についても、特に考慮されたい。

二 直税事務は概ね適確に処理しているものと認められたが、不動産取得税の建築分(原始取得)につき調査事務が遅延しているものがあつたので早期整理に努力された。

なお個人事業税のうち国税控除の引上により自主調査対象件数が逐年増加し、その課税事務に困難な面がうかがわれるがこれら低額所得者の課税については、特に現地調査等に慎重を期し、業者間の均衡をも考慮し事務処理に万全を期せられたい。

三 遊興飲食税に対する課税実態の調査は、特定業者を対象に標準調査を実施してこれをもとに他業者の権衡課税を行い申告指導とその勧奨に努めているが他面標準調査対象外の実態調査が不徹底となつてゐるので、計画的にしかも輪番に実施しその実態を的確にほそくすること、申告事務の普遍滲透を図ることが緊要と認められた。

また課税決定に当つては合議制による査案額制度をとつてゐるが調査税額が申告税額より上廻つていても、申告は認じてゐるもの或いは査案額は調査税額と同額であつても他との権衡を勘案し申告税額と査案額の中間額を決定し修正申告せしめてゐるもの等があるので一層慎重を期すべきである。

なお申告勧奨に基く申告納税及び修正申告は課税公平の見地より更に徹底せしめるよう指導が肝要である。

四 徴收事務の処理に当つては過去の監査指摘事項等を考慮し税収確保に努力してゐるが十二月末現在における調定額に対する収入比率は七八、六%で前年同期より

り四、二%上昇しているが、反面滞納繰越額に対する徴収状況は依然として低率であるので適確なる徴収計画と徴税体制を樹立し早期徴収につき特に配意せられたい。

五 執行停止処分等の適確なる処理に当り更に慎重を期すべきものがある。

即ち現年度において九十二万余円を執行停止処分として調定減額しているが、これらの内容を検討するに、中には徴収上更に努力を要するもの或いは事実確認の粗漏のもの等が散見されたので、課税と徴収面との連けいを一層緊密にし遺憾なきを期されたい。

なお調定減額として措置してゐることについては考究を要するので検討の余地がある。

中部県税事務所 昭和三十二年一月十八日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 小 谷 善 高

一 十二月末現在の賦課徴収状況は課税総額八千三百余万円で前年同期に比較し一千四百余万円増加している。

この主なものは法人事業税一千二百余万円、法人県民税二百余万円、軽油引取税一百余万円等で税法改正によるもの及び経済事情の好転等によるものであり、反面減少したものは個人事業税一百余万円、個人県民税八十余万円等である。

また調定に対する収入済額は六千七百余万円で前年同期七二、二%に比較すれば八、三〇%上昇しており、その徴収率は他所に比し高率であり努力のあとが認められる。

二 直税事務の処理は概ね良好と認められたが、個人事業税のうち、国税失格による自主調査件数三、〇四九件に対し決定件数は九二八人であり前年より七九人減少しているが、これら低額所得者の所得調査に当つては業者間の均衡等を考慮し、事務処理に慎重を期することが肝要である。

なお不動産取得税のうち調査未了(建築分)のものが

相当件数あつたので早期整理に努力されたい。

三 遊興飲食税の申告納税について更に指導されたい。

申告指導は課税の適正公平化と税収確保の重要な要素であるが、期限内申告状況は温泉旅館に比し料理店、飲食店は未だ低調であるので申告勧奨指導につき更に努力されたい。

なお、夜間検税は三朝地区のみでなく市内も適宜実施するよう配意されたい。

西部県税事務所 昭和三十二年二月五日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 小 谷 善 高

同 上 根 政 幸

一 十二月末現在の賦課徴収状況は課税総額一億九千一百余万円の前年同期に比較し一千六百余万円増加してゐる。増加している主なものは法人事業税一千余万円、軽油引取税四百余万円、県民税三百余万円、不動産取

得税三百余万円、遊興飲食税三百余万円、自動車税一百余万円等で反面減少した主なものは個人事業税六百余万円、旧法による税一百余万円等で主として税法の改正によるもの、及び経済事情等によるものである。徴収総額は一億四千三百余万円で調定額に対する収入率は七四、七％で前年度より三、四％上昇し、一千八百余万円増加しているが執行停止額四百余万円等を考慮すれば、その徴収率はむしろ不振となるので更に適確なる徴収計画を樹立の上一層の努力を望む。

二 直税事務の円滑なる処理に当つては鋭意努力しているが更に考究改善すべき事項が認められた。

即ち個人事業税のうち国税控除による失格分に対する自主調査の事務処理或いは決定後の誤謬訂正等の取扱いつき考究善処すべきものがあつたので、今後の業務運営に当つては特に検討されたい。

また釧区税のうち調定のもものがあつたので早期調定すること。

なお不動産取得税の事務処理についても一層の努力が

肝要である。

三 遊興飲食税の申告税額と実態調査額は厳正にしかも調査担当職員の主観によることなく公正に行うべきである。中には調査額の可否の決議書のないもの或いは調査資料が公的に整備されていないもの等によつて申告は認しているものがあつた。

また調査額をもとに申告税額を修正せしめる場合の延滞金等の措置につき適切でないものがあつたのでこれらの点につき一層慎重を期すべきである。

なお実態調査の徹底につき更に検討されたい。

四 徴収事務については既述している如く徴収率の向上を図るため更に積極的徴収計画の確立が必要である。

即ち滞納繰越分の徴収状況は調定額に対し三五、九％（前年同期二五、〇）となつているが、執行停止に伴う調定減額等を考慮すると徴収成績は芳しくない。

なお十二月現在における未納状況を検討するに大口滞納者が比較的多く散見されたので、今後徴収確保に当つてはこれらの点を充分考慮の上徴収整理に一層の努

力が望まれる。

五 執行停止処分等の運用に当つては特に配意すべきである。

三十年度において執行停止処分として調定減額しているものが四百三十余万円あるが、これの内容を検討してみると徴収上の事項が適確にほそくされていなくとも、中でも自動車税、遊興飲食税等につき大口滞納者の執行停止処分が見受けられたことは運用上考究すべき問題と認められるのでこの点特に留意するとともに今後の取扱につき慎重を期されたい。



